

環 境 影 韻 評 価 書

— 秋多都市計画道路 3・4・6 号線建設事業 —

平成 3 年 2 月

東 京 都
日 の 出 町

1. 総括

1.1 事業者の氏名及び住所

名 称	所 在 地
東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
日の出町 代表者 日の出町長 青木國太郎	東京都西多摩郡日の出町平井2780

1.2 対象事業の名称

秋多都市計画道路 3・4・6号線建設事業

[対象事業の種類：道路の新設]

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、秋多都市計画道路 3・4・6号線（以下「秋多 3・4・6号線」という。）のうち、東京都西多摩郡日の出町の秋多都市計画道路3・5・12号線との交差点付近を起点に、東京都秋川市草花の秋多都市計画道路 3・3・9号線との交差点を終点とする延長約 2.5km区間を都市計画変更し、整備するものである。

変更内容は、起点側約0.27km区間（幅員18m）はすり合わせによる位置変更であり、前記の両交差点区間約2.26kmは 2車線（現都市計画幅員18m）から 4車線（幅員25m）への幅員変更である。

当該道路は、道路構造令に定める第4種第1級の規格（往復4車線、設計速度60km/時）を有し、平井川渡河部の 0.3kmは橋梁（約 60m）をはさんだ盛土構造で、その他の約 2.2kmは平面街路である。

事業工程は表 1.3-1に示すとおりである。

表 1.3 - 1 事業工程

年 度	平成 1	2	3	4	5	6	7
内 容							
関係法令に基づく手続	11月	—	2月				
測 量 及 び 調 査							
設 計							
用 地 取 得							
工 事							

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、本計画路線の周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす周辺環境への影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1.4-1に示すとおりである。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 値 の 結 論
1. 大気汚染	工事の完了後の計画路線の利用交通に伴う影響は、一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化硫黄とも、環境基準を下回るため、環境への影響は少ないと考える。
2. 騒音	工事中の建設作業騒音は、条例に定める勧告基準を下回るため、周辺環境への影響は少ないと考えるが、さらに低騒音型建設機械を導入する等周辺環境の保全に努める。 工事の完了後の道路交通騒音は、環境基準を上回る地域が多いため、沿道利用の状況を勘案し、防音壁や環境施設帯の設置及び中木の密植による道路緑化等道路交通騒音対策を積極的に進め、周辺環境の保全に努めるとともに、適切な土地利用を図るためにの施策についても配慮していく。
3. 振動	工事中の建設作業振動は、条例に定める勧告基準を下回るため、周辺環境への影響は少ないと考えるが、さらに低振動型建設機械を導入する等周辺環境の保全に努める。 工事の完了後の道路交通振動は、法に定める要請限度を下回るため、周辺環境への影響は少ないと考える。
4. 陸上植物	本事業の実施に伴い減少する既存の樹林は一部のマダケ林であり、重要な植物群落、植物種の消失はなく、また本事業では、街路樹の植栽等可能な限り道路緑化に努め、周辺地域の植生と調和させるため、本事業の実施に伴う陸上植物への影響は少ないと考える。
5. 陸上動物	計画路線の周囲に特定して生息する動物はなく、また本事業の実施に伴って消失する植生も僅かであるため、陸上動物の生息に与える影響は少ないと考える。
6. 景観	本事業では、街路樹の植栽等可能な限り道路緑化に努め、周辺景観に調和するように配慮するため、地域景観並びに代表的な展望点からの眺望に与える影響は少ないと考える。
7. 史跡・文化財	計画路線は瀬戸岡地区の瀬戸岡古墳群を通過する。周知の古墳39基のうち1基が道路予定地に入るが、古墳の位置は歩道路面下になる。 事業の実施に当たっては、都の旧跡であることに鑑み、関係機関と十分協議し、文化財保護法の手続きに基づき適切な処理を行うため、史跡・文化財への影響は少ないと考える。

1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表 1.5-1に示すとおりである。

表 1.5-1 評価書案の修正の概略

修 正 篇 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
1. 総括	1.3 対象事業の内容の概略 事業工程表 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論 評価の結論	工程表を一部修正した。 騒音及び史跡・文化財について記述を修正した。
2. 対象事業の目的及び内容	2.2 事業の内容 道路計画図	縦断面図に道路計画勾配を記述した。
5. 現況調査、予測及び評価	5.2 騒音 東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の騒音の勧告基準 建設機械騒音のパワーレベル 予測結果 評価 (工事の施行中) 評価 (工事の完了後)	東京都公害防止条例の改正に伴い指定建設作業の騒音の勧告基準を改正後のものに変更した。 低騒音型・低振動型建設機械指定要領運用(建設省)を参考に建設機械騒音のパワーレベルを変更した。 予測方法の変更に伴い予測結果を修正した。 条例改正後の基準により評価した。 土地利用に関する配慮について記述を追加した。
7. 環境保全のための措置	5.3 振動 東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の振動の勧告基準 5.4 陸上植物 調査結果 5.5 陸上動物 調査結果 (2) 騒音 (6) 史跡・文化財	東京都公害防止条例の改正に伴い指定建設作業の振動の勧告基準を改正後のものに変更した。 植物の補足調査日時及び結果を追記した。 動物の補足調査日時及び結果を追記した。 沿道環境保全の措置について、記述を修正した。 都の旧跡であることを明記した。